

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（総務局・市民局・会計室・消防局・産業文化局・こども支援局・選挙管理委員会・監査事務局・上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年12月15日

西宮市監査委員 石原俊彦  
 西宮市監査委員 佐竹令次  
 西宮市監査委員 板戸史朗  
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月31日
市民局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年6月20日
会計室	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月30日
消防局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年7月5日
産業文化局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月15日
こども支援局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年9月14日
選挙管理委員会	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月28日
監査事務局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月29日
上下水道局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月24日
措置の内容	別紙のとおり		

西産文総発第 000006 号  
令和 4 年 11 月 15 日  
(2022 年)

西宮市監査委員 石原 俊彦 様  
同 佐竹 令次 様  
同 板戸 史朗 様  
同 八木 米太郎様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 産業文化局                   |
| 2 監査結果報告名  | 定期監査結果報告（産業文化局）         |
| 3 監査結果提出日  | 令和 4 年 6 月 10 日報告監第 2 号 |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり                  |

定期監査報告書に基づき講じた措置  
(令和4年6月10日付報告監第2号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P4

1 適正な減免根拠の整備

使用料、観覧料の徴収やその減免は、条例等の根拠が必要である。また、その適用の根拠等を明確にするためには、申請書への減免事由の記載も必要である。早急に条例、規則の規定をはじめとした根拠の整理を行うとともに、申請書等の帳票を整備されたい。

(講じた措置)

勤労福祉センターの使用料の減免に関して、申請書に減免根拠を示すため、専用のゴム印を作成し、該当する条文の番号については、職員が精査のうえ手書きで記載することで改善を図りました。

貝類館観覧料の減免については、適正な減免根拠を整備するため、要綱を策定し、令和4年10月1日から施行しております。今後は、要綱に基づき適切な減免手続きを行ってまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P4

2 適正な調定事務

調定は、収入すべき金額を決定する行為で、その後の債権管理の基礎となるものである。本来収入すべき額を把握し、債権管理が適正に行われるよう、手続を見直されたい。

(講じた措置)

口座振替による収入について、引落完了後に調定を行っていたが、振替額の確定段階で調定するよう改めました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P4

3 適正な支出事務

先付けで検収印を押印するということは、検収という手続の意味を失わせる行為であり、当該支出負担行為における債務の確定に関わる重要な手続のかしである。契約や支出事務に係るそれぞれの手続の意味を十分に認識し、事務処理の適正化に取り組まされたい。

また、食糧費については、市全体でその適正化に取り組んできた成果を踏まえ、公費負担の是非を精査されたい。

(講じた措置)

先付で検収印を押印したものについては、直ちに訂正いたしました。契約や支出事務に係る手続きの意味を認識し、複数の職員によるチェックを行う等、適正な事務処理に努めてまいります。

食糧費支出による昼食の提供については、会計課、財政課に対し確認を行いました。平成7年10月9日付助役通知「食糧費の適正な予算執行について」の基準や内容に反しておらず、いずれも支出は適正との見解を得ました。

しかしながら、通知以降、全庁的に原則として食事は提供しないとの考え方が浸透している中、改めて宮水学園の講座運営や昼食の公費負担の是非について精査を行い、今後は講師の昼休憩時間を確保することとし、真にやむを得ない理由がある場合を除いて公費による昼食の提供は行わないこととしました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P5

4 適正な契約事務

契約書の記載、押印のまれや矛盾記載などが見られたが、些細なものであっても、後日当事者間の紛争の原因になりかねず、また、場合によっては無効との主張の根拠とされかねない。契約書の作成にあたっては、法令を遵守するとともに、細心の注意をもって内容を確認されたい。

(講じた措置)

契約書の記載、押印まれにつきましては、指摘を受け速やかに訂正をいたしました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

契約事務における書類手続きについては、記載漏れが生じないように契約書類は2名以上で確認するとともに、決裁書類に根拠法令の資料を添付するなどの対策を実施し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P5

5 適正な備品管理や公文書の保管

備品の廃棄手続きがもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続きが確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。

また、公文書については、文書分類表に従って保管期限を厳守されたい。

(講じた措置)

備品管理については、廃棄手続きがもれていた備品は、直ちに処理しました。今後は、毎年、不用品を廃棄する時期を定め、廃棄作業と廃棄手続きを同時に行うよう事務手順を見直し、改善を図りました。

公文書については、文書分類表上の保存年限をあらためて確認するとともに、課員各個人が、自身の担当業務だけでなく他の係の担当業務書類についても保存年限を一目で把握できるように、ファイルの背表紙（廃棄年度の表記場所）を着色するなど、再発防止策を講じました。

6 適正な服務事務

時間外勤務における割増区分の適用誤りについては、ダブルチェックを行う等適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

時間外勤務における割増区分の適用誤りについては、区分の考え方についてあらためて確認するとともに、ダブルチェックを行ったうえで、毎月末に庶務担当と係長が読み合わせを実施する等、改善を図りました。

(監査委員の意見)

1 地域の活性化

産業文化局では、今回監査対象となった甲子園エリア活性化推進協議会に係る業務やえびすステージの管理運営などのように、市が地域と一体となって活性化に取り組む事業を抱えている。しかし、コロナ禍の影響などもあり、これらの事業や施設が有効に活用されているとはいえない状況である。

今後、コロナ禍が収束してきた場合には、急速に地域活性化に向けた要請が強くなることが予想される。そのときに備え、本市が持つ事業や施設などを有効に活用することができるよう、現時点から準備していただくことを希望する。

(講じた措置)

甲子園エリア活性化推進協議会に係る業務については、行動制限の緩和に伴い自由来場のイベントを開催するなど、ウィズコロナにおける事業のあり方を引き続き検討しております。加えて、冊子やSNSなどによる情報発信の継続・拡張に努めることで、本事業に対する要請が強くなった際、速やかに展開できるよう、改善を図りました。

コロナ禍収束後の急速な需要に備え、行政財産を有効活用できるよう準備に努めます。